



【DX推進が急務】時間外労働の上限規制開始から1か月、建設業界の実態調査 | 法改正施行後もなお、約62%の企業が対応を進められていない状況。「人手不足の中での、勤務時間減少」に負担を感じている企業が多数

クラウド型人事労務システム「ジンジャー」を提供しているjinjer株式会社（本社：東京都新宿区 代表取締役社長：桑内 孝志 以下、jinjer）は、人事担当者の計348名を対象に、「時間外労働の上限規制開始から1か月、建設業界の実態調査」を実施しました。

＼DX推進が急務／

時間外労働の上限規制開始から1か月、 建設業界の実態調査

上限規制施行後もなお、約62%の企業が対応を進められていない状況。
「人手不足が解消されていない中での、勤務時間減少」に負担を感じている企業が多数。




■調査サマリー

対応を進めている企業のうち、
**約54%はすでに対応を完了しており、
約30%の企業が1年以内に対応を完了すると回答**

時間外労働の上限規制に関して、進めている取り組みTOP3

- ① 週休2日を実現できる適切な工期設定
- ② 従業員の採用・定着を目的とした給与の見直し
- ③ 労働状況を正しく把握できる体制の構築

法改正への対応に向けた課題としては、
**「勤務時間は減少したものの、人手不足が解消されていないので、
1人あたりの負担が増えている」という声が見られる。**



- ・ 調査概要：時間外労働の上限規制開始から1か月、建設業界の実態調査
- ・ 調査方法：インターネット調査
- ・ 調査期間：2024年5月27日～5月28日
- ・ 調査対象：人事担当者 348名

《本調査の利用について》

1 引用いただく際は、情報の出典元として「jinjer株式会社」の名前を明記してください。

2 ウェブサイトで使用する場合は、出典元として、下記リンクを設置してください。

URL : <https://jinjer.co.jp/>

※全9問の質問内容のうち、本リリースでは一部を掲載しています。調査結果の全容を知りたい方は、下記URLよりご覧ください。

▶ 調査結果の詳細 : <https://hcm-jinjer.com/blog/dx/kensetsu-survey-1month/>

■調査の背景

2024年4月1日から、建設業における時間外労働の上限規制が適用されています。この規制では、月間の時間外労働は最大で45時間まで、年間では360時間までとされています。特別な事情がある場合でも、単月で100時間未満、複数月の平均が80時間以内、年間で720時間以内に制約を受ける必要があります。

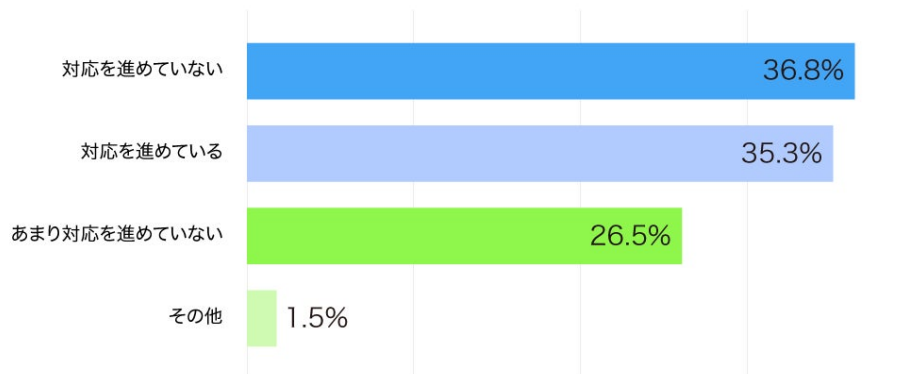
このような背景を踏まえて、時間外労働の上限規制が適用されて1か月が経過した現時点における、建設業界の対応実態を調査するべく、本調査を実施いたしました。

■調査内容の詳細

- 法改正に対し、対応を進めているのは約36%に留まる一方で、約63%の企業が対応をあまり進めていないという結果に。



Q4. 2024年4月から施行された建設業に対する時間外労働の上限規制に関して、どの程度対応を進めていますか？



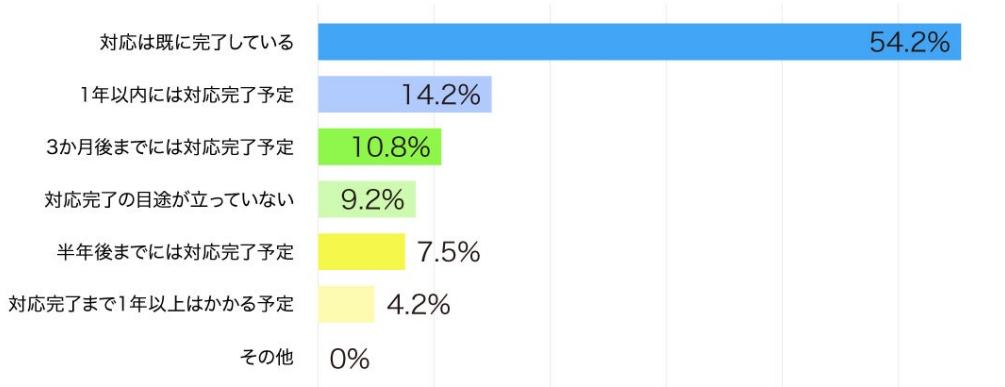
調査期間：2024年5月27日～同年5月28日

「法改正に対し、どの程度対応を進めているか」を質問したところ、「対応を進めていない(36.8%)」、「あまり対応を進めていない(26.5%)」と、約63%の企業が対応をあまり進められていないという実態が明らかになりました。

- 対応を進めている企業のうちの約54%は、すでに法改正に向けた対応を完了している。一方で、約30%の企業が1年以内に対応を完了すると回答。



Q5. 対応が完了する目安時期はいつ頃を予定していますか？



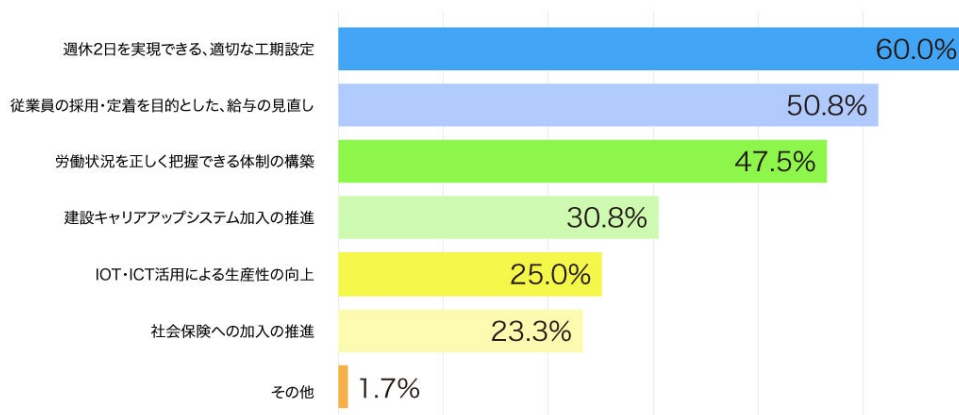
調査期間：2024年5月27日～同年5月28日

Q4で「対応を進めている」と回答した企業を対象に、「対応が完了する目安時期」について質問したところ、54.2%の企業が「対応は既に完了している」と回答。その他に関しても、「3か月後までには対応完了予定（10.8%）」、「半年後までには対応完了予定（7.5%）」、「1年以内には対応完了予定（14.2%）」と、合わせて約32%の企業が1年以内に対応完了予定という結果になりました。

- 時間外労働の上限規制に関して、進めている取り組みTOP3は、「週休2日を実現できる適切な工期設定」「従業員の採用・定着を目的とした給与の見直し」「労働状況を正しく把握できる体制の構築」



Q6. 時間外労働の上限規制に関する取り組みとして、具体的には、どのような対応をおこなっていますか？(複数回答)



調査期間：2024年5月27日～同年5月28日

Q4で「対応を進めている」と回答した企業を対象に、「具体的な取り組み内容」について質問したところ、「週休2日を実現できる適切な工期設定（60%）」、「従業員の採用・定着を目的とした、給与の見直し（50.8%）」、「労働状況を正しく把握できる体制の構築（47.5%）」、という結果になりました。

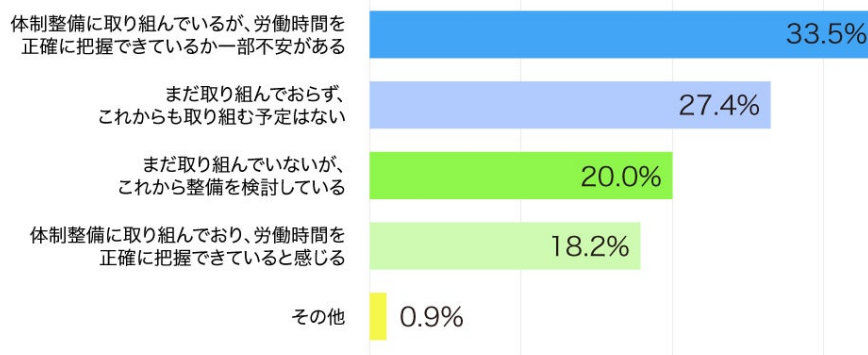
また、法改正への対応を進める上での課題について、自由記述で質問したところ、

「勤務時間は減少したものの、人手不足が解消されていないので、1人あたりの負担が増えている」という声や「早く帰宅することや休日を取ることに對して、抵抗を感じる人がいる」という声が見られました。

- 「労働時間を正しく把握出来ている」と回答した企業は、全体の18.2%に留まる。



Q7. 貴社において、労働時間を正しく把握出来ていると感じますか？



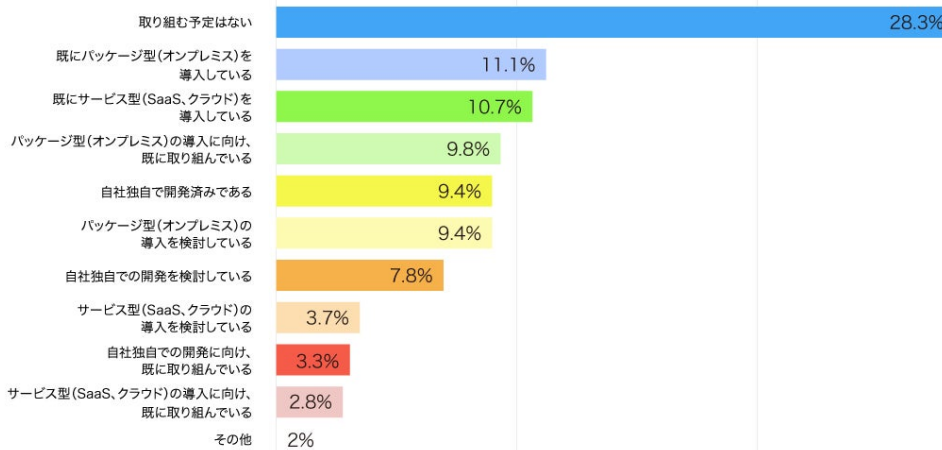
調査期間：2024年5月27日～同年5月28日

「労働時間を正しく把握できていますか？」と質問したところ、「体制整備に取り組んでいるものの、労働時間を正確に把握できているか一部不安がある」33.5%と最も多い回答となりました。一方で、「体制整備に取り組んでおり、労働時間を正しく把握できていると感じる」は18.2%に留まるという結果になりました。

- 約70%の企業が勤怠管理システムの導入を完了済み、または検討しているという結果に。



Q8. 2024年からの労働時間の上限規制が施行されたことを受けて、勤怠管理システムの導入を検討していますか？



調査期間：2024年5月27日～同年5月28日

「法改正へ対応にあたって、勤怠管理システムの導入を検討しているか？」を質問したところ、「パッ

ページ型（オンプレミス）」を導入または検討しているという回答は計30.3%、「サービス型（SaaS・クラウド）」は計17.2%、「自社独自の開発」は計20.5%という結果になりました。

※全9問の質問内容のうち、本リリースでは一部を掲載しています。調査結果の全容を知りたい方は、下記URLよりご覧ください。

▶調査結果の詳細：<https://hcm-jinjer.com/blog/dx/kensetsu-survey-1month/>

■jinjer CPO（最高プロダクト責任者）松葉からのコメント



時間外労働の上限規制適用から1か月が経ちますが、調査によると約62%の企業が対応を進められていません。また、「従業員の労働時間を正しく管理できている」と回答した企業は全体の約18%に留まっています。

多くの企業は、定期的に法改正が実施されるたびに迅速な対応を求められるため、大きな負担を抱えています。こういった負担を少しでも軽減するために、クラウド型の人事管理・勤怠管理システムを導入することが有効な手段の一つです。クラウドシステムを活用することで、スマートフォンなどから場所を問わずリアルタイムで打刻でき、従業員の労働時間を正しく把握できます。

当社が提供する「ジンジャー」では、人事管理や勤怠管理をはじめ、人事評価やeラーニングなど幅広いサービスを提供しています。これらすべてを「1つのデータベース」で一元管理できるため、法改正にも迅速に対応しつつ、複数のシステム間での情報の相違を防ぎます。

今後も、ユーザーの皆さまにとって価値あるサービスを提供できるよう、開発を進めてまいります。

■クラウド型人事労務システム「ジンジャー」とは

「ジンジャー」は、人事労務・勤怠管理・給与計算などの人事の定型業務から人事評価・eラーニングといったタレントマネジメントまで、1つにまとめて管理できるクラウド型人事労務システムです。

人事情報を1つに統合した「Core HRデータベース」によって、勤怠集計からの給与計算や、社会保険手続きに関する帳票類の入力といった定型業務の効率化・自動化を支援します。

また、それぞれのシステムのデータベースがつながっているため、データベースの自動反映や役割変更に応じた各システムへの権限変更の自動化などを実現します。

▶「ジンジャー」サービスサイト：<https://hcm-jinjer.com>

■会社概要

会社名：jinjer株式会社

代表者：代表取締役社長 桑内 孝志

所在地：東京都新宿区西新宿 6-11-3 WeWork Dタワー西新宿

URL：<https://jinjer.co.jp/>

jinjer株式会社のプレスリリース一覧

https://prtimes.jp/main/html/searchlp/company_id/89626

【本件についての報道関係のお問い合わせ先】

jinjer株式会社 広報室（E-mail：pr@jinjer.co.jp）